



厚生労働省 宮崎労働局
宮崎労働基準監督署発表
令和3年12月10日

【照会先】
宮崎労働基準監督署
副署長 石三 裕昭
○ 第一方面主任 宮崎 友親
電話 0985 - 29 - 6000
17:15以降 0985 - 29 - 6002

労働基準法違反の疑いで書類送検

～ 違法な長時間労働を行わせ、労働時間の記録を改ざんした疑い～

宮崎労働基準監督署(署長 岡元 秀樹)は、本日、株式会社九州建設サポートほか4名を労働基準法違反の疑いで宮崎地方検察庁に書類送検しました。

記

【事件の概要】

労働者2名に対し、36協定の延長時間を超えて違法な時間外・休日労働を行わせた疑い。

令和2年11月に当署の労働基準監督官が行った臨検監督に際し、労働者1名の労働日数や労働時間の記録を改ざんし、虚偽の内容を記載した労働時間管理簿を提出した疑い。

労働者1名に対し、虚偽の労働時間管理簿に基づいた賃金支払いを行い、もって、法定の割増賃金を支払わなかった疑い。

1 被疑者

- (1) 株式会社九州建設サポート^{きゅうしゅうけんせつ}ほか4名
所在地：宮崎県宮崎市大字大瀬町
事業内容：建築サービス業

2 違反条文

労働基準法違反

同法第36条第6項第2号(時間外及び休日労働の上限規制)

同法第36条第6項第3号(時間外及び休日労働の上限規制)

同法第 37 条第 1 項及び第 4 項（時間外，休日及び深夜の割増賃金）
同法第 101 条第 1 項（労働基準監督官の権限）
同法第 119 条第 1 号（罰則）
同法第 120 条第 4 号（罰則）
同法第 121 条（両罰規定）

刑法

同法第 60 条（共同正犯）
（ 被疑者により該当しない違反条文あり）

4 被疑内容

労働時間関係について

働き方改革関連法によって改正された労働基準法では，長時間労働や休日のない連続勤務が長期間にわたる場合には，疲労の蓄積により，労働者の健康に影響を及ぼすことから，時間外及び休日労働に関する協定（いわゆる 3 6 協定^{サブロク}）を締結し，所轄労働基準監督署長に届け出を行っていたとしても，法定時間外労働及び法定休日労働時間を合算した時間が 1 箇月 100 時間未満でなければならず，かつ，2 箇月から 6 箇月を平均して 1 箇月当たり 80 時間を超えてはならないという規定が新設されています。

被疑者らは，この規定に反し，労働者 1 名に対し，3 箇月を平均して 1 箇月当たり 80 時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせ，また，別の労働者 1 名に対し，1 箇月 100 時間以上の違法な時間外・休日労働を行わせた疑いがあるものです。

虚偽の労働時間管理簿について

労働基準法では，労働基準監督官が会社を臨検（法律に基づく立入検査，監査のようなもの）した際に，会社側が虚偽の説明をした場合，罰則が規定されています。

被疑者らは，労働者 1 名の労働時間管理簿の記載内容を改ざんし，実際の労働日数や労働時間数を過少にした虚偽の労働時間管理簿を作成し，当署労働基準監督官が会社を臨検した際に当該虚偽の労働時間管理簿を提出した疑いがあるものです。

法定の割増賃金支払いについて

労働基準法では，原則 1 週 40 時間，1 日 8 時間を超える労働時間を「法定時間外労働」と，午後 10 時から翌午前 5 時までの時間を「深夜労働時間」と，1 週間に 1 回又は 4 週間を通じて 4 日の休日に働かせた場合を「法定休日労働」と位置づけ，法定時間外労働時間及び深夜労働時間に対し 2 割 5 分以上，法定休日労働時間に対し 3 割 5 分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない旨規定されています。

被疑者らは，労働者 1 名の賃金支払いについて，虚偽の労働時間管理簿に基づき賃金計算を行っていたため，実労働時間に対する割増賃金支払い不足が生じている疑いがあるものです。

5 参考（関係条文）

労働基準法

労働時間関係

(労働時間)

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(時間外及び休日の労働)

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この条において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

(第2項から第5項 略)

6 使用者は、第一項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であつても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。

(第一号 略)

二 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間 百時間未満であること。

三 対象期間の初日から一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の一箇月当たりの平均時間 八十時間を超えないこと。

(第7項から第11項 略)

(罰則)*

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条，第四条，第七条，第十六条，第十七条，第十八条第一項，第十九条，第二十条，第二十二条第四項，第三十二条，第三十四条，第三十五条，第三十六条第六項，第三十七条，第三十九条(第七項を除く。)，第六十一条，第六十二条，第六十四条の三から第六十七条まで，第七十二条，第七十五条から第七十七条まで，第七十九条，第八十条，第九十四条第二項，第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

(第二号から第四号 略)

虚偽の労働時間管理簿関係

(労働基準監督官の権限)

第百一条 労働基準監督官は，事業場，寄宿舍その他の附属建設物に臨検し，帳簿及び書類の提出を求め，又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。

(第2項 略)

(罰則)*

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は，三十万円以下の罰金に処する。

(第一号から第三号 略)

四 第百一条(第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定による労働基準監督官又は女性主管局長若しくはその指定する所属官吏の臨検を拒み，妨げ，若しくは忌避し，その尋問に対して陳述をせず，若しくは虚偽の陳述をし，帳簿書類の提出をせず，又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

(第五号 略)

割増賃金支払い関係

(時間外，休日及び深夜の割増賃金)

第三十七条 使用者が，第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し，又は休日に労働させた場合においては，その時間又はその日の労働については，通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし，当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては，その超えた時間の労働については，通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

(第2項から第5項 略)

(罰則)*

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は，六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条，第四条，第七条，第十六条，第十七条，第十八条第一項，第十九条，第二十条，第二十二条第四項，第三十二条，第三十四条，第三十五条，第三十六条第六項，**第三十七条**，第三十九条(第七項を除く。)，第六十一条，第六十二条，第六十四条の三から第六十七条まで，第七十二条，第七十五条から第七十七条まで，第七十九条，第八十条，第九十四条第二項，第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

(第二号から第四号 略)

(両罰規定)*

第二百一十一条 この法律の違反行為をした者が，当該事業の労働者に関する事項について，事業主のために行為した代理人，使用人その他の従業者である場合においては，事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし，事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者，事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは，その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては，この限りでない。

2 事業主が違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合，違反行為を知り，その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては，事業主も行為者として罰する。

刑法

(共同正犯)

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。